

其他労働法制の発達、全国的労働組合総聯合、無産政党的樹立等に関して、日本労働総同盟の方針に従ひ、最善の努力を拂はねばならぬ。

凡そ我が国刻下の社会事情は、實に複雑にして多難を極め、我等もして單なる空理空論をゆるさざる状態にある。

過般我等が、日本労働総同盟所属の多数組合と共に、何等現実に顧みず常に健康なる運動を担當し来たつた一派の存在を断行せる所以である。

我等は今後に於ては、勇敢にして質実なる戦術を以つて、以上に掲示せる大項の實現を期せねばならぬ。是れ水独り我が東京鐵工組合の健康なる発展に資する處大なるものあり、労働組合運動の発展に一大貢獻をなすものがあることを確信す。

右 宣言す

一九二五年七月五日

日本労働総同盟
東京鐵工組合 第六十四年度大会

規約修正

第一章 第一條 本組合の目的、及其附則

第一章 第六條 本組合ハ本規約第二條ノ目的ヲ達セシメ

- 一 職業部
 - 二 教育部
 - 三 争議部
 - 四 調査部
 - 五 組織部
 - 六 教育出版部
 - 七 政治部
- 其他組合員ノ福利増進ニ必要ナル事業 但シ 事業細則ハ別ニ之ヲ定ム

第六章 二十三條 五項ノ前ニ五、一項ヲ挿入ス

支部總會ハ支部全員ヲ以ツテ組織シ、年一回支部長之ヲ召集ス

五、通り字句ヲ修正ス

入會ヲ——如入ニ、 退會ヲ——脱退ニ

幹事會ヲ——幹部會ニ